

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

伊藤信吾新会長に聞く

～県全域に「素朴な正義感」をもった司法サービスを～

1 新会長としての抱負

私は、相手に対してあれこれ指示を出すというタイプではありません。色々な人の話を聞きながら、それぞれの意見や立場を踏まえて調整をすることが私には合っているように思います。

昨年度は常議員会の議長を務めました。若手会員からベテランの会員まで、様々な立場の会員が集う常議員会において、私は立場の異なる会員間の調整役を担ってきました。同様に本年度も、会長として、様々な立場からの意見をまとめて調整していきたいと思っています。

近年、弁護士を取り巻く環境は非常に厳しいものとなってきております。それでも、弁護士が業務を継続していけるのは、弁護士という仕事が好きで、弁護士という仕事に社会的使命を感じて

いるからだと思います。

私は、各会員が発揮できる十分に力を発揮できるように尽力していきたいと思っています。

2 会長として取り組みたい事情

最近では、児童虐待や高齢者に対する虐待など、いわゆる社会的弱者に対する人権侵害が非常に深刻な問題として顕在化してきております。このような社会的弱者に対して寄り添うということは、弁護士あるいは弁護士会としての基本的な役割だと考えております。そのような観点から、本年度も会長声明を積極的に発信していきたいと思っています。

また、神奈川県弁護士会は本部と4つの支部があります。本部と支部の連携を深め、それぞれが所在する地域に密着した司法サービスを提供できるように取り組んでいき

3 新執行部の特徴

今期の執行部の特徴は、60期代の副会長が登場し、今までで一番副会長の期が若い執行部だということだと思います。若さを生かした斬新な発想や気力体力の充実した行動力に期待しております。

また、今期の執行部のメンバーは、色々とところで調整役を担っていた人ばかりなので、会員相互の意見調整能力にも期待しています。

4 弁護士として大切にしたいこと

私のイソ弁時代のボス弁である大木章八先生から、ひとつひとつの事件に対し「素朴な正義感」、つまり、依頼者の意向だけでなく、何が正しいかを常に念頭に置いて弁護士業務を行うように言われてきました。私は、「素朴な正義感」をもとに、依頼者も相手方も裁判所もみんなが納得のいく結論はないかと考え、その結論に向けて、あらゆる方向から関係者を説得するための力を磨こうと努力してきました。

5 趣味

私はお酒が好きで、みなさんと一緒にお酒を飲むことも好きなので、付き合いはいい方だと思います。早寝早起きです。また、暇な時は、自転車で相模原から湘南まで街乗りをしたりもします。また、LINEスタンプを自作し、公開しておりますので興味のある方は是非見てみてください(笑)。

6 会員へのメッセージ

会務に取り組むことは、自分の利益ではなく、市民のためになる素晴らしいことだと思っております。会員業務を支援することと、弁護士会のネットワークを外へ広げ、ひいては県民や市民の利益になるものと考えております。

通常総会開催のお知らせ(予定)
日時 2019年5月30日(木) 13時
場所 関内ホール 小ホール



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

平成最後の、令和最初の執行部 頑張ってください!!

新理事者就任披露懇親会

新元号が発表された4月1日、新理事者就任披露懇親会がホテル・ニューグランド「ペリー来航の間」において盛大に開催された。

まず黒岩祐治神奈川県知事、杉原則彦横浜地方裁判所長、廣谷章雄横浜家庭裁判所長、小林一美横浜市副市長から、新理事者への激励を込めた祝辞が述べられた。

その後芳野直子前会長が、前副会長を紹介しながら一人ひとりに「ありがとうございます」と言い、感謝を込めた挨拶をした。

次いで、今年度の新理事者が登壇し、代表して伊藤信吾新会長が挨拶を行った。伊藤新会長は、「現在は貧困格差、児童虐待、高齢者支援など様々な問題が噴出し、多くの社会的弱者が生まれている。弁護士はそ

の社会的使命を自覚し、社会的弱者に寄り添い続ける必要がある。ただそれは大げさなことではなく、弁護士が日常的に扱う事件について素朴な正義感、小さな正義感を大切にするところから始まる。このように一人ひとりの弁護士としての社会的使命を果たせるように、取りま

た。その後、中原亮一横浜地方検察庁検事正の乾杯の挨拶で歓談に入った。最後に、新理事者全員が退場する出陣を見送り、懇親会は盛況のうちに幕を閉じた。

(会員 岩田 恭子)

セスがしづらいのが現状です。私は、いつでもどこでも司法サービスを受けるような体制が、神奈川県全域に広がっていくように取り組んでいきます。ぜひともお気軽に、弁護士にご相談ください。

7 県民の皆様へ

（聞き手 棚村 隆行）

山ゆり

既に時代は令和である。昭和生まれの私にとって三つ目の元号となる。何が変わるというわけでもないが、一つの時代の終焉と新たな時代の始まりに立ち会うことには一種の高揚感があるし、過去を振り返り、未来を想う良い機会でもある。ちなみに私は、業界的な区分で言うと谷間世代である。いわゆる氷河期世代にもあたる。極寒の氷河期の中、日の当たらない谷間で生きていくのであるが、不思議と寒さを感じずにいられるのは、きっと周囲の人たちが温かく支えてくれたり、温かからろうという思いの時代にも、世の中には寒さに耐えて頑張っている人がたくさんいる。自分の仕事が多量なりとも寒さを和らげる助けとなれば、そんな思いを抱いて日々の業務に取り組んでいるつもりであるが、実際はどうだろうか。振り返れば至らないところは、やはり目につく。氷河期の谷間を生き抜くため、まずは自分自身が強靱でなければならぬ。強靱さに驕ることなく、周囲に手を差し伸べる優しさも身に付けなければならぬ。強くなければ生きていけないし、優しくなければ生きていく資格はないのだ。あらためてフリップ・マローウバリのタフガイを目指すことを誓う令和初年である。

(川添 啓明)

対談企画

かなパブ最前線

養成期間を振り返って (前編)

大根田弁護士と大西会員

かながわパブリック法律事務所(かなパブ)に同期入所した大根田紫織弁護士(5月から旭川弁護士会)と大西章会員(6月から青森県弁護士会)の司法過疎地への赴任に伴い、「かなパブ最前線」では、両名が養成期間を振り返る対談をお届けする。

大西 大根田さんが赴任する流水の町ひまわり基金法律事務所がある紋別市って、どんなところですか?

大根田 オホーツク海沿岸のほぼ中央にあって、冬には流水がやってくることで有名です。大西さんが赴任するつがるひまわり基金法律事務所は、どこにあるんですか?

大西

青森県の五所川原市にあります。夏には、立佞武多という、大型の山車を引く祭があつて、とても勇壮で見ごたえがありますよ。

大根田

ひまわり基金法律事務所の場合は、応募先を選ぶことができるけれど、事務所ごとに応募者を募るので、再度、就職活動をする形になりますよ。大西さんは面接でど

んなことをアピールしましたか。

大西

私は青森出身だから、地元愛ですね。それと、かなパブで幅広い事件を経験したこともアピールしました。離婚などの典型的な事件から、行政事件まで、多種多様な事件を経験させてもらったことが生きたと思います。

大根田

今のかなパブの社員弁護士は全員がひまわりの元所長なので、OJTを受けながら、地方の経験の話も聞くことができましたね。それから、事件の進め方や書面の書き方、仕事のスタイルも弁

護士ごとに色々で、勉強になりました。

大西

事務所会議にも参加して事務所経営も学ぶことができました。あと、事務局の皆さんにも色々お世話になりました。事務作業や会計手続を教えてもらったりして。

大根田

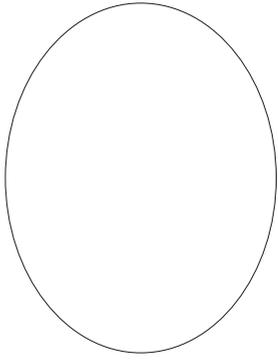
大西さんは事務局の皆さんに栄養指導もしてもらってましたよね(笑)。

大西

毎日中華やラーメンを食べてたら、野菜も食べるように指導を受けました。今は野菜も食べてますよ、ちゃんと!

バランスよい議論ができる会議に

議長 剣持 京助



総会に次ぐ会の意思決定機関である常議員会の重要性はここで言うまでもないが、執行部との時間感覚を共有し、常議員や事務局の負担を軽減するために、まずは円滑

な進行を何よりも心掛けた。そのため、事前準備を重視し、背景事情等もできる限り把握した上で、メリハリある的確な議事運営ができるよう努めた

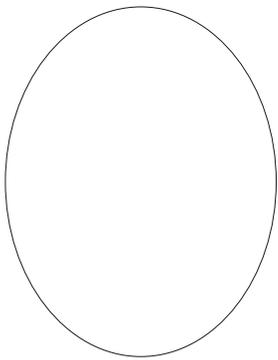
い。もつとも、これまで6年度にわたる常議員会の経験上、その時々個性はあるが、大所高所からの卓見だけでなく、細部に関するセンスの良い発言が多く出されることは承知している。活発な意見交換がなされた上で、できれば全常議員が年間1回以上発言されることを期待したい。要は、バランスよく議論ができる常議員会としたいとの当たり前の抱負となるが、若手が発言しやすい明るい雰囲気作りも重視したいと考えており、その最優先者である服部副議長と共に、「反省会」も毎回欠かさず行って、レベルアップを図りたい。

常議員会

正・副議長あいさつ

明るく楽しい会議に

副議長 服部 政克



今年度常議員会の副議長に選出されました。副議長として、剣持議長を補佐し、議事が円滑かつ公正に行われるように努める所存です。同期での順番で私が常

議員になったのは弁護士登録5年目でかなり昔です。同期の順番も一回りして、2回目の常議員です。平成23年度に副会長として常議員会に出席していましたが、今回は新

たな気持ちで常議員会に参加したいと思います。昨年度の臨時総会では若手の会員から多く発言があり、充実した総会になりました。常議員会でも若手の皆さんに多く発言してもらえようように、明るく楽しい雰囲気作りが大切です。この速報により、常議員会が開かれた会議である印象を与え、また弁護士会がどのような事業に取り組んでいるのかがわかります。私もこれまでの副議長を見做って、素早くかつ読みやすい速報の作成に心掛けます。

新理事者就任披露来賓の方々

(順不同・敬称略)

- 横浜地方裁判所長 杉原 則彦
横浜家庭裁判所長 廣谷 章雄
横浜地方検察庁 検事正 中原 亮一
神奈川民事調停協会連合会 会長 水地 啓子
神奈川家事調停協会連合会 会長 大島 正寿
日本司法支援センター神奈川地方事務所 所長 武井 共夫
神奈川県知事 黒岩 祐治
横浜市副市長 小林 一美
横浜市民局長 石内 亮
大磯町長 中崎 久雄
立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団 団長 たらさき 雄介
衆議院議員 松本 純
衆議院議員 菅 義偉
衆議院議員 小此木 八郎
衆議院議員 早稲田 ゆき
衆議院議員 坂井 学
衆議院議員 青柳 陽一郎
衆議院議員 鈴木 馨祐
衆議院議員 笠 浩史
衆議院議員 田中 和徳
衆議院議員 甘利 明
衆議院議員 義家 弘介
衆議院議員 篠原 豪
衆議院議員 中谷 一馬
衆議院議員 畑野 君枝
衆議院議員 佐々木 さやか
衆議院議員 島村 大
衆議院議員 真山 勇一
衆議院議員 牧山 ひろえ
衆議院議員 三浦 のぶひろ
衆議院議員 北島 則行
衆議院議員 星野 務
衆議院議員 高品 彰
衆議院議員 神奈川県土地家屋調査士会 会長 鈴木 貴志
神奈川県土地家屋調査士会 会長 センター長 西田 貴磨
神奈川県社会保険労務士会 会長 長瀬 眞彦
一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会 会長 坂本 圭一
神奈川県行政書士会 会長 水野 晴夫
横浜公証人会 会長 長谷川 誠
一般社団法人神奈川県建築士会 会長 金子 修司
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 会長 山下 康
一般社団法人神奈川県臨床心理士会 事務局長 稲富 正治
横浜商工会議所 中小企業相談部長 山口 正宏

民法(債権関係)改正に関する説明会

五大論点についての重点解説

3月12日に当会会館において、法務省民事局の笹井昭参事官を招いて「民法(債権関係)改正に関する説明会」が開催された。5階の大会議室だけでなく、4階の中継室もほぼ満席となるほど

の大会況であった。芳野会長(当時)の開会の挨拶に続いて、冒頭、笹井参事官が横浜修習であったという、当会との浅からぬ縁の紹介の後、3時間わたって、詳細なレジュメに沿って、「消滅時効」「法定利率」「保証」「債権譲渡」「定型約款」のいわゆる五大論点について、重点的な解説があった。

また、事前に送っていた質問事項についても解説の中で適宜織り込んだ説明があり、上記のいわゆる五大論点だけでなく、時間の許す限り、改正法の重要論点のほぼ全部を網羅したとても明快で分かりやすい解説であった。

さらに、詐害行為取消権の改正に関連して、破産法の否認権の規定も少し変更されているという点や、定型約款の規定の一部は既に施行が始まっているという点も、我々が見落としがちな点についても適宜指摘があり、質問に対しても丁寧な回答があった。

最後に、改正法の施行は一部を除いては1年後に迫っているが、今回の改正は、これまでの実務を大きく変える意図ではなく、これまでの実務の積み重ねの一步先を見据えたもので、恐ろしく心強い「励ましの言葉」で、3時間わたる濃密な解説が締めくくられた。笹井参事官の充実した説明に改めて感謝申し上げたい。(会員 渡邊 拓)

私が神奈川の担当になり、最も印象に残っているのは「東名夫婦死亡事故」の裁判である。

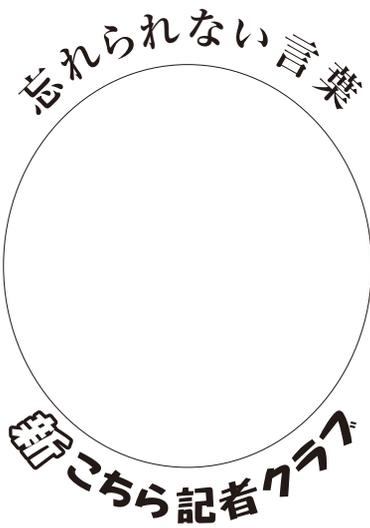
長い人生、どれだけの悲しみを背負っていくのか、想像するたびに胸が締め付けられる

たことに「カチン」ときたというところが、「あおり」を始めた要因になったと話した。

ということが、なぜ冷静になつて考えられなかったのか、あまりに短絡的な動機に、怒りは大きくなるばかりであった。今回の事故は当事者だけでなく、多くの人が「あおり運転」について考えるきっかけとなった。専門家の間でも、危険運転致死傷罪の適用については意見が割れるほど、法律の解釈が難しいのだと思つた。

この裁判では、危険運転致死傷罪が適用されるかどうか、最大の焦点となった。マスコミ各社が裁判のことを連日、報道する中で、弊社も地上波の放送に加えて、インターネットでも特設ページを作り、報道し続けた。

2日目に行われた証人尋問で、亡くなった夫婦の長女が、両親の死を聞いたときの気持ちとして、「もう二度と会えないと思つて悲しくなりました」と話したことが今でも忘れられない。楽しい旅行の後の突然の出来事。これからの



思いだった。また、石橋被告は法廷で、パーキングエリアで注意され

高速道路上であること、さらには高速道路上で車を止めさせることが危険な行為だと

トウールミン

司法記者 樋口 翼

法教育シンポジウム

法的な見方・考え方を学ぶ機会を

3月16日(土)、当会会館において、当会主催のシンポジウム「新科目『公共』における教員と弁護士との協働のあり方を考える」模範裁判授業を通じて」が開催された。

「公共」は高校で3年後に実施予定の新科目で、当会法教育委員会が神奈川県立湘南台高校と行った模範裁判授業を題材に、その要点を探った。

当日は、学校教員、研究者、弁護士を中心に約60名が参加する盛況ぶりだった。

基調講演では、村松剛副会長(当時)から、模範裁判授業が「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力」の涵養に資することが説明された。野坂佳生弁護士(福井弁護士会)から、授業の効果的な実践手法として、事実と主張、論拠と裏付けを峻別して分析する「トゥールミンモ

デル」が紹介された。パネルディスカッションでは、当会の高井英城会員が、事実と主張の峻別や論拠の発見方法、弁護士の効果的な関与方法などを詳しく紹介し、湘南台高校の二見遼介教諭から、生徒が論拠を基に自信を持った意見表明ができるようになったという成果が報告された。

最後に、野坂弁護士が「理由を述べずに俺に任せておけ」という政治家、医者、弁護士が一番信用ならない。論拠を示せない場面には必ず落とし穴があると気付くことが、この授業の大きな効果」と締めると、会場からひととき大きな拍手が起きた。

今後とも、法教育委員会では、「法的な見方・考え方を学ぶ機会を多方面で提供していきたい。(会員 入坂 剛太)

トゥールミンモデルを解説する野坂弁護士

- 川崎商工会議所 副会長 中山 紳一
相模原商工会議所 会頭 杉岡 芳樹
横浜地方裁判所委員会委員 青田 浩一
日本放送協会横浜放送局 放送部長 藤塚 正人
横浜家庭裁判所委員会委員 並木 裕之
神奈川新聞社記者・NIE推進委員会事務局長 松井 隆一

- 神奈川新聞社 代表取締役社長 福山 亨
共同通信社横浜支局 支局長 石原 勉
株式会社時事通信社横浜総局 局長 山本 明彦
日本放送協会横浜放送局 支局長 横田 博行
毎日新聞横浜支局 支局長 五味 俊哉
読売新聞東京本社横浜支局 支局長 R.F.ラジオ日本 取締役編成局長 栗田 陸雄
神奈川県弁護士会総務委員会委員 志村 武
神奈川大学名誉教授 今村 与一
神奈川県弁護士会総務委員会委員 江崎 正二
神奈川大学法学部教授 篠原 正治
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会資格審査委員会 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川大学大学院国際社会科学部教授 梅田 初志

- 神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 今村 与一
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 江崎 正二
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 篠原 正治
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志

- 神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志

- 神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志

- 神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志

- 神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 田代 末廣
神奈川県弁護士会懲戒委員会委員 梅田 初志

(2019年3月29日までに出席のご連絡をいただいた方を掲載)



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その16 電話利用時や会話時のセキュリティ

最近では、弁護士がメールを利用して依頼者や関係者に連絡することが多くなっていると思えます。また、中には、LINEを利用して依頼者に連絡をしている方もいるかもしれません(これらには特有のセキュリティの問題がありますので、本連載記事の2017年5月号・7月号、2019年3月号も参考にしてください)。

しかし、弁護士が依頼者や関係者に連絡する手段として、電話はまだまだ多用されています。また、弁護士が事務所等で依頼者や関係者と面談して打合せを行うことは日常茶飯事です。

本連載では、主にITに関連したセキュリティの問題(特に情報漏洩のリスク)を取り上げてきましたが、電話や面談での会話にも情報漏洩のリスクがあります。

事務所で電話をしている時や打合せをしている時、いつの間にか大きな声になってしまったり、事務所外部の廊下などにいる人に話の内容が聞こえてしまう可能性があります。また、複数の弁護士が在籍している事務所では、事務所内である弁護士が訪問者と打合せをしている時、他の弁護士が自分の席で大きな声で電話をしていると、その電話の内容が打合せ中の訪問者に聞こえてしまう

ことも考えられます。弁護士が取り扱う業務には、センシティブな情報が含まれていますので、情報漏洩は重大な問題を引き起こすおそれがあります。

このような「音漏れ」の対策としては、事務所に防音工事をし、または防音がなされた物件を事務所にする、というのが良いかもしれません。現実的にはこれらの方法は容易ではありません。

そこで、別の方法として、一定の小さな音を出して会話を不明瞭にする(サウンドマスキングと呼ばれるような装置)を導入することが考えられます。インターネットで検索すると各種の装置が紹介されており、参考になります(価格は5万円台から100万円を超えるものまであります)。

また、このような装置を導入できないとしても、大きな声は情報漏洩のリスクがあるということを口頭から意識しているだけでも違うかもしれません(つい大きな声になってしまふことは意外に多いかもしれません)。

- ① 電話や面談での会話の情報漏洩に注意
- ② サウンドマスキング装置を検討
- ③ 大きな声は情報漏洩のリスクがあることを意識

連続講座開催

「基礎から学ぶ新会社法」

横浜国大との共催研修会

2月28日と3月15日に、当会会館において、当会と横浜国立大学の共催研修会として「基礎から学ぶ新会社法」をテーマとした2回連続講座が開かれた。

第1回は「平成17年改正前商法(旧商法)と会社法との違い」、第2回は「平成26年改正法」がサブテーマである。

2回とも講師は商法・金融商品取引法を専門とする芳賀良教授が務めた。受講者はベテラン、中堅、若手と幅広い層の会員が多数集まり、関心の強さがうかがえた。

第1回では、会社法の特徴や公開会社と非公開会社の概念について説明された上、取締役会設置会社の位置付

けとして、非公開会社であっても取締役会設置会社となる点に注意を要すること等が解説され、続いて旧商法と会社法の条文の文言の変化(消滅・追加・変更)という新鮮な切り口から、違いを浮き彫りにした解説があった。

そして第2回では、平成26年改正法の広範な改正分野を、「コーポレート・ガバナンス強化、親子関係等の規律整備、組織再編関係に分けて概括された上、中小企業や企業承継に関する部分とし

て、①新株発行規制、②キャッシュ・アウト(少数株主の締め出し)、③会社分割に焦点を当てて、改正内容が詳説された。非公開会社にとって使い勝手のよいキャッシュ・アウト類似の方法として、相続人等に対する売渡しの請求(会社法174条以下)も紹介された。

短期集中の連続講座で、学習効果の高い、また会社法の研究意欲を強く刺激される、有意義な研修会であった。

(会員 佐野 高士)

神弁協叢書発刊のお知らせ

神奈川県弁護士協同組合

理事長 庄司 道弘

当会の各委員会・研究会では、質量ともに非常に充実したマニュアルや論文等を発刊してきましたが、従前はあくまで会内資料の範囲にとどまっていた。また、出版企画のある会員も相応にしていると思われませんが、出版社との接点がなく、せっかくの出版企画が日の目を見ないケースもあつたと思われまふ。

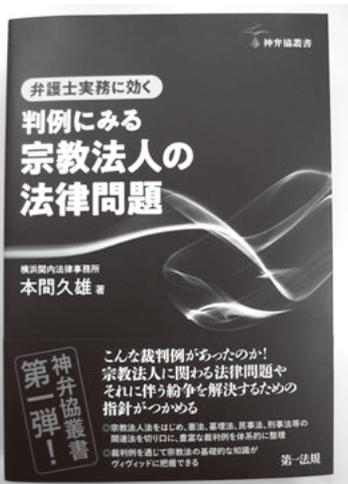
とともに、随所に必要十分な解説がなされていることから、初めて宗教法に触れる弁護士でも、これ一冊を読めば宗教法の基礎知識が裁判例を通じてヴィヴィッドに把握することが出来ます。

そこで、神奈川県弁護士協同組合では、今般、法律系出版社と手を組んで神弁協叢書を発刊し、

神奈川県弁護士協同組合では、今後、神弁協叢書を続々と発刊していきます。出版企画のある会員の方は、是非、神奈川県弁護士協同組合までご一報下さい。出版化に向けてご協力させていただきます。

神奈川県弁護士協同組合では、今般、法律系出版社と手を組んで神弁協叢書を発刊し、

神弁協叢書出版を通じて、日本の法律実務が向上していけばと思っております。



「判例にみる宗教法人の法律問題」

編集後記

大声は情報漏洩のリスクとのこと。地声の大きい人は、「そんな大きな声で話さないで!」という会話相手の狼狽をたまたに経験しますよね。執務場所の多様化という点でも、電話と声の問題は悩ましいところ。今

号は時節柄挨拶が多いですが、挨拶ばかりは大きな声が推奨されています。

デスク 勝俣 豪
記者 市川 統子
常磐 重雄
長谷川 篤司
本間 久雄
川添 啓明
棚村 隆行

労働保険のお知らせ

平成31年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、**6月3日(月)～7月10日(水)**です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です》

正しい申告のために…早目にご準備を。

お問い合わせは、
神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課

適用第1係・第2係・第3係 …… 電話 045-650-2803